



幼児教育・保育の無償化のための 「みなし認定」について



令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園※や一時預かり事業、認可外保育施設等が無償化の対象として利用する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

しかし、「子どものための教育・保育給付認定」を受けていて、保育所等の入所が待機となっている場合は、すでに「子育てのための施設等利用給付認定」を受けているものとみなされます。(＝「みなし認定」)

そのため、「みなし認定」を受けた場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請等手続きは不要となります。

※利用施設が「子ども・子育て新制度未移行幼稚園」であるかは、直接施設にお問い合わせください。

「みなし認定」の対象となる方

- ・クラス年齢が3～5歳（年少～年長）のお子さんを持つ保護者の方
- ・市町村民税が非課税である世帯で、クラス年齢が0～2歳のお子さんを持つ保護者の方

「就労」「疾病」「介護・看護」など、「求職活動中」以外の事由で子どものための教育・保育給付認定を受けて、保育所等の入所が待機となっている方



「子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書」があれば、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園や一時預かり事業、認可外保育施設等の利用者負担額（保育料等）が無償化の対象となります。

「求職活動中」で子どものための教育・保育給付認定を受けて、保育所等の入所が待機となっている方



「みなし認定」をしてしまうと90日間で認定期間が終了するため、必要な場合のみ認定します。「みなし認定」を希望する際はお申し出ください。(90日間以上の認定期間の延長はできませんのでご注意ください。)

★以下の条件に当てはまる方は、「みなし認定」の対象になる場合があります

◎市町村民税課税世帯の児童の保護者【0～2歳児保護者】

→ 現時点の課税状況で判断すると、非課税世帯ではないため、無償化の対象外となります。しかし、市町村の条例で認められた税免除者、生活保護対象者、里親である場合や、世帯の課税状況に変更があった場合には、無償化の対象となる場合がありますので、お心当たりの方はご相談ください。

◆利用者負担額(保育料等)の無償化には上限額があります。詳しくは裏面をご確認ください。

○保育所等の入所を取りやめて、幼稚園に入るときには利用調整の取り下げが必要です。子ども福祉課に申し出てください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話：0223-23-0826

◆「みなし認定」された場合の利用者負担額（保育料等）無償化上限額

現時点での 子どものための 教育・保育給付認定	みなし認定	月額上限額	
		認可外保育施設、一時 預かり事業、病児保育 事業等利用時	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用 時（月額上限あり）
2号認定 （3歳児クラス以上）	2号認定	37,000 円	保育料 25,700 円+預かり保育事業等 11,300 円 ★預かり保育事業は月額上限（450 円）もあります。
2号認定 （2歳児クラス）	3号認定	42,000 円	保育料 25,700 円+預かり保育事業等 11,700 円 ★預かり保育事業は月額上限（450 円）もあります。
3号認定 （0歳児～2歳児クラス）	3号認定	42,000 円	—

上限額の範囲内で無償化が適用されます。無償化の給付方法には「法定代理受領」と「償還払い」の二つがあります。詳細についてはリーフレット「子育てのための施設等利用給付の給付方法について」をご覧ください。